

令和7年度

## 自動販売機設置事業者募集案内書

受付期間 令和6（2024）年11月22日まで

入札日 令和6（2024）年12月13日

札幌市病院局経営管理部総務課

011-726-2211（電話）

011-726-7912（FAX）

<http://www.city.sapporo.jp/hospital/contract/>

お申込みの前には必ずこの案内書をお読み下さい。

## ◇ 令和7年度 自動販売機設置事業者募集のご案内

自動販売機設置事業者募集のご案内	1
申込みから契約締結までの流れ	1
自動販売機設置事業者募集要項	2
1 募集する物件	2
2 応募資格要件	2
3 質問の受付及び回答	2
4 応募申込手続	3
5 入札書の提出期限及び提出先	4
6 開札の日時及び場所	5
7 入札保証金	5
8 入札の手続き	5
9 落札者の決定	6
10 行政財産目的外使用許可の手続き	6
11 その他	7
12 募集に関する問い合わせ先	7
一般競争入札参加申込書	8
設置実績申告書	9
入札書	10
委任状	11
入札辞退届	12
還付申出書	13
行政財産使用許可申請書	14
誓約書	15
質問書	16
提出する書類のチェック表	17
仕様書及び貸付案内図面（別添 A区分仕様書、B区分仕様書）	18

## 令和7年度 自動販売機設置事業者募集のご案内

### 申込みから設置許可までの流れ

<p><b>【募集案内書を熟読する】</b> この案内書を最後までよく読んで、お申込みに備えて下さい。</p>	<p>全41ページ 配布（公表）開始日は、 令和6年11月1日～</p>
▼	
<p><b>【物件を現地で確認する】</b> 申込書類の提出前に、必ず現地を確認して下さい。（要受付）</p>	<p>案内図面 各仕様書参照</p>
▼	
<p><b>【質問書を提出する】</b> 質問がある場合は、提出してください。</p>	<p>質問書の提出 2～3ページ 令和6年11月11日まで</p>
	<p>質問書に対する回答 令和6年11月15日ころ</p>
▼	
<p><b>【申込書類を準備して提出する】</b> 法人・個人の別によって、提出書類が変わります。 札幌市病院局経営管理部総務課（2階）まで持参して下さい。 平日の8時45分～17時15分までとなります。 後日、入札参加者資格等の審査を行い、入札参加資格確認結果通知書等を送付いたします。</p>	<p>申込書類の提出 3～4ページ 令和6年11月22日まで 入札参加資格者証・入札保証金 納付書等の送付 令和6年12月2日ころ</p>
▼	
<p><b>【入札保証金を納める】</b> 入札に参加するには、札幌市が定めた期日までに入札保証金を納めて下さい。※入札保証金は免除できる場合があります。</p>	<p>5ページ 令和6年12月9日まで</p>
▼	
<p><b>【入札に参加する】</b> 入札書提出期限までに、送付又は持参してください。開札に立会希望の方は、開札時間までに入室してください。（開札日：令和6年12月13日10時00分（市立札幌病院2階第6会議室））</p>	<p>5～6ページ 提出期限：令和6年12月12日 17時15分</p>
▼	
<p><b>【行政財産の目的外使用許可の申請手続きをする】</b> 落札者には、行政財産の目的外使用許可の申請書等を送付いたしますので、指定した期日までに書類を提出し、許可を受けてください。 なお、落札しなかった方の入札保証金は、入札終了後に返還いたしますので、還付申出書を提出してください。ただし、落札者が後にその資格を取消された場合の入札保証金は札幌市に帰属します。</p>	<p>申請手続 6～7ページ 令和7年3月7日まで</p>
	<p>入札保証金の還付 5ページ 令和7年3月31日まで</p>
▼	
<p><b>【施設管理者との打ち合わせ】</b> 自動販売機を設置する箇所の施設管理者と、自動販売機の設置方法・日時・管理方法など取り決めを行って下さい。</p>	<p>令和7年3月14日まで</p>

# 自動販売機設置事業者募集要項

札幌市病院局経営管理部総務課では、自動販売機設置事業者を募集しますので、参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

## 1 募集する物件

### (1) 物件一覧

物件区分	建物名称及び所在地	設置場所、設置台数、設置面積及び販売品目	最低使用料・税抜（月額）
A	札幌市病院局（市立札幌病院）	1階～3階外来及び地下1階 計18台（詳細は仕様書A 別添のとおり）	23,400円 (1,300円/台)
B	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	3階～10階病棟等 計17台（詳細は仕様書B 別添のとおり）	22,100円 (1,300円/台)

※ 物件区分ごとの売上参考については各仕様書に記載していますので、ご確認ください。

### (2) 物件の名称

上記「物件一覧」の物件番号ごとに募集します。

※ 物件区分Aと物件区分Bの申込みを重複して行うことは可能です。

※ 施設の使用状況の変更等により、自動販売機の設置場所について変更が生じる可能性があります。

### (3) 使用許可期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）とします。ただし、設置運営に関する重大な過失等がない場合は、1年ごとに当該許可を2回まで更新できることとします。

### (4) 使用料

使用料は、入札金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を月額使用料とします。ただし、最低使用料を上記（1）「物件一覧」のとおり設定しますので、応募は最低使用料以上の額としてください。

### (5) 物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

## 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(2) 札幌市病院局契約規程第2条第2項に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間中でないこと。）

(3) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。

(5) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

(7) 上記（5）に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。

(8) 札幌市税の未納がないこと。

## 3 質問書の受付及び回答

### (1) 質問書の受付

本募集案内書に質問がある場合は、質問書（16ページ）に要旨を簡潔にまとめ、電子メール又はFAXにより、下記提出先まで提出してください。

(2) 質問書の受付期間及び回答予定日

ア 受付期間

令和6年11月11日(月)17時15分まで

イ 回答

令和6年11月15日(金)までに質問者に回答する予定です。また、質問の要旨及び回答は、市立札幌病院のホームページに掲載します。なお、質問に対する回答は、本募集案内書を補足するものとします。

(3) 質問書提出先

〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目1-1 市立札幌病院2階

札幌市病院局経営管理部総務課庶務係

TEL: 011-726-2211 (2112)

FAX: 011-726-7912

E-mail: ho.shomu@city.sapporo.jp

#### 4 応募申込手続

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書(以下「参加申込書」という。)及び資格を証する関係書類を提出してください。

申込みにあたっては、募集案内書を熟読し、各種条件、現地の状況等をご自身で確認の上、お申込みください。なお、現地確認にあたっては、受付のため、上記3(3)質問書提出先へ事前連絡の上、市立札幌病院2階総務課庶務係までお越しください。

(1) 受付期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月22日(金)までの平日8時45分から17時15分まで(12時15分~13時00分を除く) ※郵送の場合は、申込期限必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

(3) 提出先

ア 提出先の名称

札幌市病院局経営管理部総務課庶務係

イ 提出先の所在地

〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目1-1 市立札幌病院2階

札幌市病院局経営管理部総務課庶務係

(4) 提出書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 参加申込書(8ページ)

(イ) 登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書)

(ウ) 代表者印の印鑑証明書

(エ) 札幌市税の納税証明書

- ◆ 納税証明書は、年度を指定せず、課税されているすべての税目について未納がないことを証明できる書類が必要となりますので、「納税証明書(指名願)」を、「自販機設置業者募集参加申込のため(札幌市提出用)」として請求し、1部提出してください。

※ 各市税事務所または市役所本庁舎2階市税証明窓口で取得してください(区役所及び出張所では取得できません)。

法人設立後一度も決算期を迎えていない場合など、この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面(様式は自由、押印したもの)で提出してください。

(オ) 設置実績申告書(9ページ)

(カ) 誓約書(15ページ)

イ 申込者が個人の場合

(ア) 参加申込書（8 ページ）

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 札幌市税の納税証明書

- ◆ 納税証明書は、年度を指定せず、課税されているすべての税目について未納がないことを証明できる書類が必要となりますので、「納税証明書（指名願）」を、「自販機設置業者募集参加申込のため（札幌市提出用）」として請求し、1部提出してください。

※ 各市税事務所または市役所本庁舎2階市税証明窓口で取得してください（区役所及び出張所では取得できません）。

令和6年1月1日に札幌市に居住していない場合など、この証明書を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由、押印したもの）で提出してください。

(エ) 身分証明書

- ◆ 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）

- ◆ 住民票記載事項証明書

(オ) 設置実績申告書（9 ページ）

(カ) 誓約書（15 ページ）

※ 複数物件に申込みする場合について

- 参加申込書は、申込みいただく希望箇所にレ点を付けて提出して下さい。
- 各証明書等は、申込物件数に関わらず、1回のお申込みにつき各1部を提出して下さい。

※ 証明書等の書類について

上記で提出いただく「登記事項証明書」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「身分証明書」はいずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出して下さい。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。

※ 札幌市病院局が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出して頂くことがあります。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書によりお知らせいたします。

## 5 入札書の提出期限及び提出先

(1) 郵送又は持参による提出

ア 提出期限

令和6年12月12日(木) 17時15分まで（持参の場合は、8時45分から17時15分まで。ただし、12時15分～13時00分を除く） ※郵送の場合は、提出期限必着とします。

イ 提出方法

直接持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年12月13日 10時00分開札 自動販売機入札書（物件区分●）在中」と表記のうえ、提出してください。

郵送の場合は、二重封筒とし、外封に連絡先（氏名については、法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年12月13日 10時00分開札 自動販売機入札書（物件区分●）在中」と表記のうえ、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、下記（2）あてに入札書の提出期限までに送付してください。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めません。

(2) 提出先

上記4（3）に同じ

## 6 開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時 令和6年12月13日(金) 10時00分
  - (2) 開札の場所 市立札幌病院2階 第6会議室
- ※ 開札時間に遅れた者は入室できませんので、ご注意ください。
  - ※ 入札参加者以外は開札会場への入室はできません。
  - ※ 開札会場への入室は、各社(者)1名までとさせていただきます。

## 7 入札保証金

入札保証金は、最低使用料×12箇月分の100分の3の額(※1円未満切上げ)となります。入札参加資格審査の結果、参加資格を認めた方には、入札保証金の納付書を送付いたしますので、令和6年12月9日(月)までに納入を済ませてください。

納めていただいた入札保証金は、落札されなかった方については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還いたしますが、落札を取り消された方の入札保証金は、札幌市病院局に帰属することとなります(下記8参照)。また、落札者については、自動販売機設置に係る行政財産の使用を許可した後に入札保証金を返還いたします。

この入札保証金を札幌市病院局が返還する場合は、利息を付しません(後日、ゆうちょ銀行以外の指定金融機関にお振込みします。)

なお、過去2年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績(公有財産貸付けを含む)がある場合は、この保証金を免除しますので、当該契約書等の写しを参加申込書と併せて提出して下さい。

## 8 入札の手続き

### (1) 入札方法

ア 入札参加資格審査の結果、参加資格を認めた方には、入札参加資格者証等を送付しますので、所定の入札書(10ページ)に必要事項を記載し、記名押印の上、提出期限までに送付又は持参してください。

なお、代理人が入札する場合は、委任状(11ページ)が必要となります。

イ 入札書に記載する入札金額は、**1箇月の使用料の金額(消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額)**を記載してください。

なお、1(1)の「物件一覧」の最低使用料には**消費税及び地方消費税に相当する額は含まれておりません。**

また、最低使用料に達しない価格による入札は無効とします。

### (2) 入札時に提出する書類

ア 入札参加資格者証(本書)

イ 入札保証金に係る領収済通知書(納入控)

※ コピーは不可

※ 免除の方は不要です。

ウ 入札書(10ページ)

エ 委任状(11ページ)

※ 代理人が入札する場合に必要になります。

オ 還付申出書(13ページ)

※ 入札保証金を免除された方は不要です。

### (3) 無効となる入札

ア 入札者(代理人)の記名押印がなされていない入札書を提出した入札

イ 入札金額に訂正のある入札書を提出した入札

ウ 記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できないような入札書を提出した入札

エ 鉛筆等、訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

オ 入札者(代理人)が2通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札

カ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人として入札したときのそのすべての入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

#### (4) 開札

上記5の開札日時になりましたら直ちに開札し、立会人の前で、氏名・価格を読み上げて公表し、落札者を決定します。

#### (5) 辞退

入札執行の完了に至るまでは、入札辞退届（12ページ）を提出することにより、入札を辞退することができます。

### 9 落札者の決定

落札者は、最低使用料（月額）以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高価格（月額）の入札を行った方とします。

※ 落札した後に参加資格がないことが明らかになった時、落札者が使用許可の申請を辞退したとき、指定した期日までに使用許可の申請をしないとき、入札に不正行為があったと認められるとき、法令等に違反する事項が生じたときは、当該入札の落札を無効とし、入札価格の高い方の順（開札時に読み上げた方）に落札者を決定します。

また、最高価格（月額）で入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。なお、くじ引きの辞退をすることはできません。

※ 落札者決定後に提出していただく書類は、次のとおりです。詳細は落札者決定後に説明しますので、その指示に従って作成し、指定した期日までに提出してください。

▶ 行政財産使用許可付申請書

▶ 落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様（寸法等）の関係書類

### 10 行政財産目的外使用許可の手続き

#### (1) 手続き方法

落札者は、行政財産使用許可申請書（14ページ）を提出の上、病院事業管理者（以下「管理者」という。）と自動販売機設置場所（建物）を使用するための許可を受ける必要があります。本件許可を得られない場合は、落札者の決定は無効となります。

本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

#### (2) 使用許可期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）とします。なお、設置運営に関する重大な過失等がない場合は、1年ごとに当該許可を2回まで更新することができます。使用許可期間の更新を希望するときは、期間満了日の30日前までに行政財産使用許可申請書（継続）を管理者に提出してください。

ただし、施設の使用状況の変更等により、一部設置箇所の自動販売機について、使用許可期間の更新を行うことができない可能性や使用許可期間中に台数の増減が生じる可能性があります。

#### (3) 使用許可期間

使用料は、落札者が落札した価格に、さらに消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を月額使用料とします。使用料は、各月ごとに管理者の発行する納入通知書により指定する期日までに納入してください。

また、一旦納付した使用料は返還しません。ただし、落札者の責めに帰することができない事由により自動販売機の撤去を行った場合については、この限りではなく、日割り計算により返還します。

#### (4) 加算料

使用料のほか、加算料実費分として電気料を別途徴収します。使用料算出のため、各自動販売機には個別メーターを施設管理者と打合せの上、設置してください。

なお、カップ式飲料の自動販売機については水道の使用はできません。外部タンク式としてください。

#### (5) 使用上の制限

ア 落札者は、常に善良な管理者の注意をもって使用許可物件を維持管理しなければなりません。

イ 落札者は、使用許可期間中、使用物件を目的外の用途に供してはなりません。

ウ 落札者は、使用許可物件の現状を変更しようとするときは、事前に管理者の承諾を得なければなりません

(6) 使用許可の取消又は変更

ア 次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することがあります。

(ア) 使用許可物件を札幌市病院局が公用又は公共用に供するため必要とするとき。

(イ) 設置事業者が使用許可条件に違反したとき

イ 前項により使用許可を取り消し、又は変更した場合において、落札者に損害があっても、札幌市病院局はその賠償の責めを負いません。

(7) 返還の条件

落札者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用許可期間が満了したときは、管理者の指定する期日までに使用許可物件を現状に回復して返還しなければなりません。

ただし、管理者が同意した場合はこの限りではありません。

(8) 損害賠償

落札者は、使用許可物件の使用に関して札幌市病院局及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(9) 譲渡及び転貸の禁止

落札者は、使用許可物件を使用する権利を譲渡し、又は転貸することはできません。

## 1 1 その他

(1) 事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 本募集案内書に定めるもののほか、その他関係法令等の定めるところによります。

(3) 入札参加のために提出された書類等記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。

(4) 入札において、2に規定する資格を有しない方のした入札書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した入札書の提出は、無効とします。

(5) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機を扱う設置事業者は、設置当日までに許可証の写しを提出してください。

## 1 2 募集に関する問い合わせ先

札幌市病院局経営管理部総務課庶務係 担当：中橋

TEL：011-726-2211 (2112)

FAX：011-726-7912

E-mail：[ho\\_shomu@city.sapporo.jp](mailto:ho_shomu@city.sapporo.jp)

# 一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌病院事業管理者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 事業の名称

一般競争入札による行政財産の使用許可（施設内自動販売機）

## 入札に参加を希望する箇所（□内にレ点を付けて下さい。）

- 物件区分 A 札幌市病院局（市立札幌病院） 1階～3階外来及び地下1階 計18台
- 物件区分 B 札幌市病院局（市立札幌病院） 3階～10階病棟等 計17台

令和6年11月22日申込期限の上記貸付の一般競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申込みます。

募集案内書の内容を遵守するとともに、この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

# 設置実績申告書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市病院事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

募集案内書に基づき、前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を以下のとおり申告します。

設置場所	設置台数	設置開始年月	設置終了(予定)年月

※設置終了(予定)日が未定の場合は空欄としてください。

※欄が不足する場合、現在設置している自動販売機のうち代表的なものを記載してください。

# 入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	札幌市病院局自動販売機設置事業者募集 (物件区分____)

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、先に提出した参加申込書の誓約及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

(あて先) 札幌病院事業管理者

住 所

入 札 者 商号又は名称

職・氏 名

印

入札代理人 氏 名

印

備考1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委任状

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市病院事業管理者

住 所  
委任者 商号又は名称  
職・氏 名 印

調達件名 札幌市病院局自動販売機設置事業者募集 (物件区分 )

私は、下記の者を代理人として定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考1 代理人 (受任者) の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。  
2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

# 入札辞退届

令和 年 月 日

(あて先)

札幌市病院事業管理者

住 所

商号又は名称

職・氏 名

印

入札日時 年 月 日 時 分

調達件名 札幌市病院局自動販売機設置事業者募集 (物件区分 )

このたび、上記の通知を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

備考 提出先は、病院局経営管理部総務課とする。

令和 年 月 日

(宛て先) 札幌市病院事業管理者

申出人

## 還 付 申 出 書

この度生じました入札保証金の還付受取りにつき、下記の口座への振込みを希望します。

### 記

#### 1. 還付金発生理由及び金額

##### (1) 還付金発生理由

行政財産の使用許可にかかる一般競争入札における落札者に該当せず、  
また、入札の失格者とならないため。

(2) 還 付 金 額 円

#### 2. 還付金受取人の住所及び氏名

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

#### 3. 還付先口座

金融機関 \_\_\_\_\_

預金種目 当座・普通

口座番号 \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_

# 行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

札幌市病院事業管理者 様

申請者 住所

氏名

下記のとおり、行政財産の使用許可を受けたいので申請します。

## 記

- 1 使用財産の名称 市立札幌病院  
所在地 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1 番 1 号  
使用面積又は数量  $\text{m}^2$  ( 区分 台)
- 2 使用目的  
自動販売機設置のため
- 3 使用期間  
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 4 その他参考事項  
(1) 使用料は令和 6 年度入札時に落札した額を支払います。  
(2) 加算料は個別メーターにより算定した額を支払います。
- 5 添付書類  
(1) 位置図面  
(2) 自動販売機カタログ

## 備考

- 1 申請書には、個人にあつては住民票の写しを、法人その他にあつては定款、寄附行為等を添付すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 誓約書

(宛て先) 札幌市病院事業管理者

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、入札参加資格又は使用許可を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- 2 条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
  - (1) 役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力しもしくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

生年月日(法人以外の場合に記入)

年 月 日

# 質 問 書

「自動販売機設置事業者募集案内書」に基づき、以下のとおり質問します。

会社名(担当者)	
連絡先	

質問事項	内容
※募集案内書の該当ページを明記してください。	

質問の回答について、希望する方法に○をつけてください。

質問の回答方法	F A X      ・      電子メール
回答を希望する F A X 番号又は電子メールアドレス	

## 提出する書類のチェック表

### ●参加申し込み時

法人の方	個人の方
<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類	<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/> 身分証明書 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
<input type="checkbox"/> 代表者印の印鑑証明書	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書（指名願）	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 誓約書	<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書（指名願）
	<input type="checkbox"/> 誓約書

### ●入札日当日（立合希望の場合）

- 入札参加資格者証（本書）
- 入札保証金に係る領収済通知書（納入控）
  - ※コピーは不可
  - ※入札保証金免除の方は不要
- 入札書（10ページ）
  - ※住所、氏名等の記載漏れ及び押印漏れのないもの
- 委任状（11ページ）
  - ※代理人が入札する場合は必要
- 還付申出書（13ページ）

# 仕様書 A (物件区分 A : 飲料用・食品用自動販売機)

## 1 自動販売機 (以下「自販機」という。)の規格及び条件

### (1) 大きさ

設置面積 (電源接続部分及び放熱スペースを含む。)は、別添「市立札幌病院自動販売機設置場所一覧 (物件区分 A)」(以下「設置場所一覧」という。)の「現機器の設置面積 (㎡)」を基準とし、高さは 2 m 以内とする。

### (2) 環境対策

#### ① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

#### ② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、アイスクリームおよび紙パック自販機については、代替フロン (地球温暖化対策の推進に関する法律による) についても可とする。

### (3) 販売品目

#### ① ペットボトル・缶飲料自販機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

#### ② カップ式飲料自販機

お茶、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等のカップ容器の飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

#### ③ 紙パック飲料自販機

コーヒー、ジュース類、乳飲料等の紙パック容器の飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

#### ④ 食用品自販機

アイスクリーム

#### ⑤ 入院セット自販機

ガーゼ寝巻 (男性用、女性用共にサイズは M・L)、大人用おむつ M・L、幼児用おむつ M・L、新生児用おむつ 5S・4S、転倒防止シューズ M・L、腹帯、ワンタッチ T 字体、胸帯、粉ミルク

### (4) 販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

### (5) その他個別条件

① 自販機は複数メーカーを取り扱うこととし、隣接する自販機 (1 階喫茶店横自販機コーナー及び 2 階売店自販機コーナー) は、商品が重ならないよう配慮すること。

② 設置場所一覧 No. 1 及び No. 11 の自販機は、災害対応型とし、災害時において機内販売品を無償で提供するなどの対応が可能な機種とすること。なお、設置者と札幌市病院局との間に、災害時無償提供に関する協定を締結していない場合は、協定書の締結が必要となる。

③ 設置場所一覧 No. 3 ペットボトル・缶飲料自販機は、パン、菓子、カップめんを取り扱う食品用自販機とすること。

④ 設置場所一覧 No. 14 アイスクリーム自販機は、現在と同等の商品を取り扱うこと。

⑤ 設置場所一覧 No. 18 ペットボトル・缶飲料自販機は、経口保水液 [OS-1] を取り扱うこと。

⑥ ペットボトル・缶飲料自販機は 4 種類以上の電子マネー等のキャッシュレス決済に対応する機種とすること。

⑦ 1 台以上はユニバーサルデザインの機種とすること。

⑧ 入札前に必ず現地の設置場所を確認すること。現地確認にあたっては、事前に総務課庶務係へ連絡し受付をすること。

## 2 遵守事項

### (1) 安全対策

#### ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

#### ② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

### (2) 自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

### (3) その他

設置者は、販売開始にあたって、令和7年4月6日(日)までにすべての自販機を設置し、販売を開始すること。正当な事由なくこれに遅延したときは使用許可を取り消すことがある。

## 3 使用料

病院事業管理者(以下「管理者」という。)が設定する最低使用料(月額、消費税抜き)以上で、最高の入札価格(月額、消費税抜き)をもって決定した方が提示した入札価格(月額、消費税抜き)に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を月額使用料とし、各月ごと管理者の発行する納入通知書により指定する期日までに納入する。

## 4 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター(子メーター)を取り付けるものとし、それにより算出された料金を管理者の発行する納入通知書により指定する期日までに納入する。

## 5 売上手数料

徴収しない。

## 6 売上状況の報告

毎年4月末日までに前月までの売上状況(月別の販売数及び売上金額)を報告すること。

## 7 費用負担

(1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

なお、設置にあたっては、札幌市病院局の指示に従うものとする。

## 8 使用場所の返還

使用許可の取り消し等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して管理者の指定する日までに返還しなければならない。

## 9 自販機設置に伴う事故

札幌市病院局の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

## 10 商品等の盗難及び破損

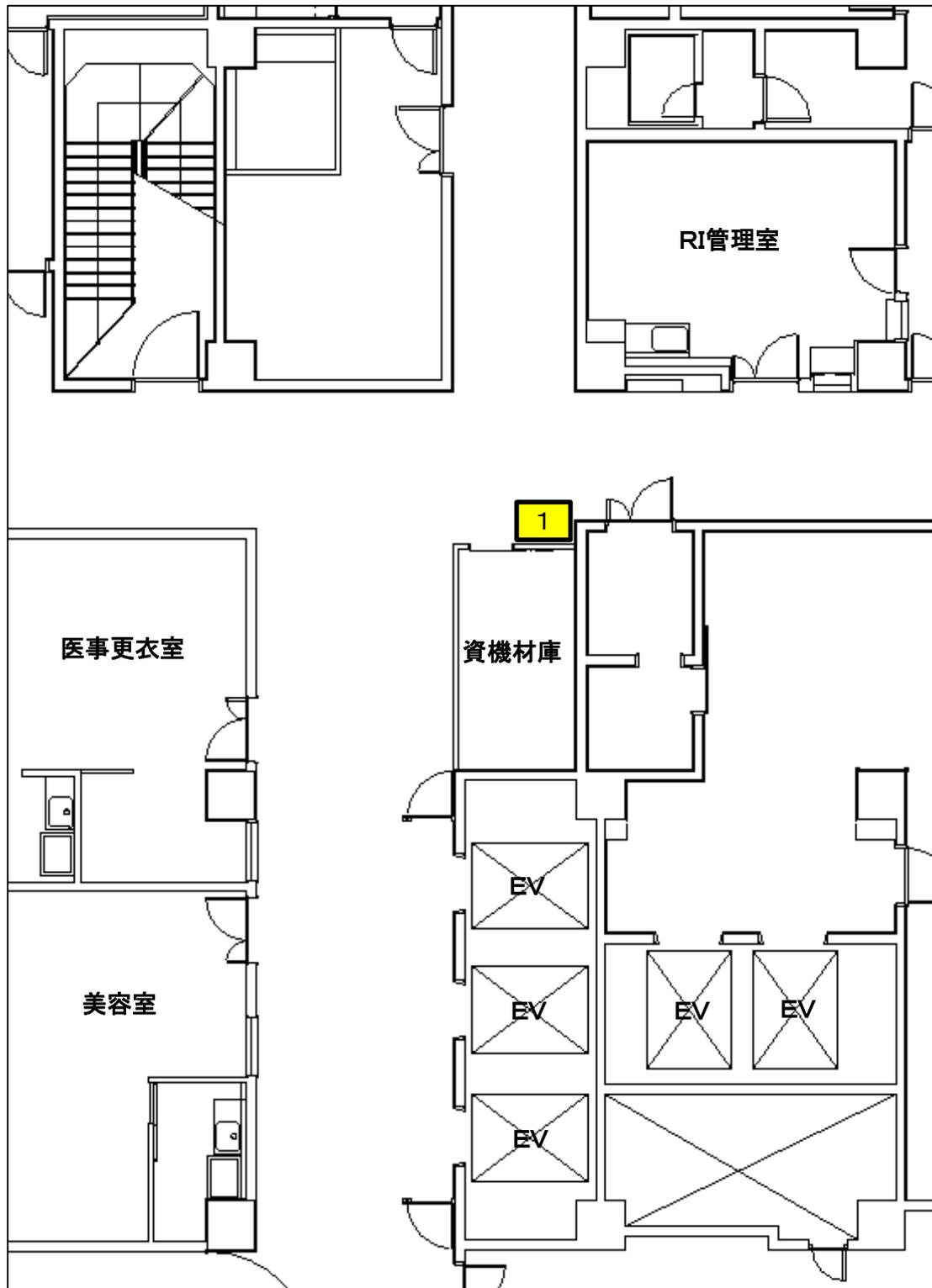
- (1) 札幌市病院局の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市病院局はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 自動販売機設置場所一覧（物件区分A）

No	階数	設置場所	販売商品（現在）	現機器の設置面積（㎡）	令和4年度 売上実績（円） 消費税込み	令和5年度 売上実績（円） 消費税込み
1	B1階	業務用エレベーター横	ペットボトル・缶飲料	0.58	1,683,120	1,885,120
2	1階	喫茶店横 自販機コーナー	カップ式飲料（外部タンク式）	0.90	548,230	562,810
3			ペットボトル・缶飲料	0.50	208,430	215,880
4			ペットボトル・缶飲料	1.05	1,963,200	2,151,710
5			パック飲料	0.67	190,000	190,380
6			入院セット等	0.83	317,780	465,190
7			防災センター横	カップ式飲料（内部タンク式）	0.69	69,250
8		ペットボトル・缶飲料		0.86	603,830	585,460
9		救急入口		0.56	306,900	364,270
10		2階	売店前 自販機コーナー	ペットボトル・缶飲料	0.69	606,950
11	ペットボトル・缶飲料			0.77	570,450	800,030
12	ペットボトル・缶飲料			0.50	492,690	601,760
13	カップ式飲料（外部タンク式）			0.79	541,670	838,290
14	アイスクリーム			0.82	225,120	323,690
15	旧食堂前		缶・ペットボトル	0.74	489,420	466,210
16			缶・ペットボトル	0.74	474,040	638,660
17	3階		医局前	カップ式飲料（外部タンク式）	0.83	146,390
18		外来エスカレーター前	ペットボトル・缶飲料	0.52	706,080	759,460
計					10,143,550	11,871,210

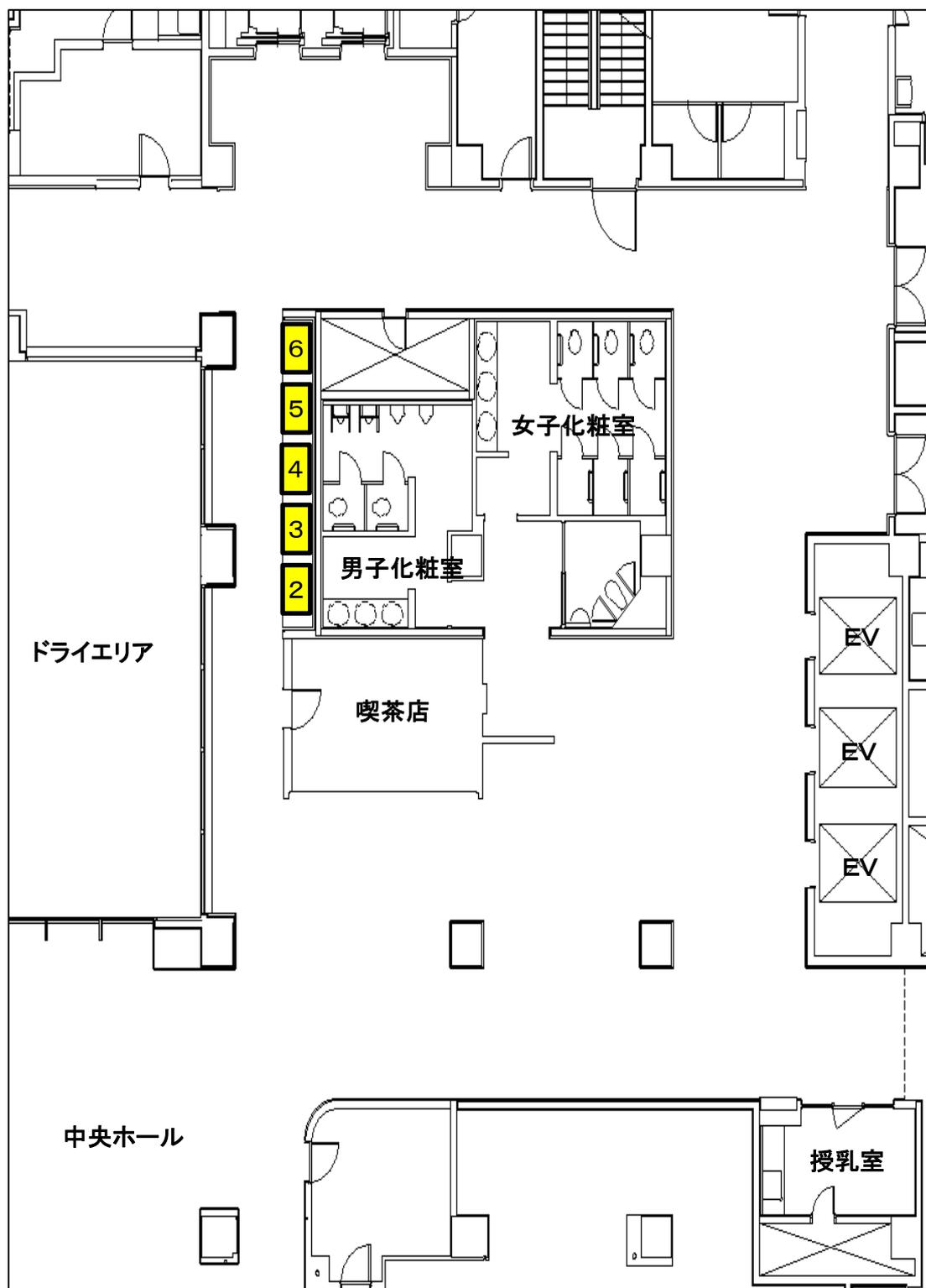
案内図面（物件区分A-No.1）

市立札幌病院地下1階 業務用エレベーター横



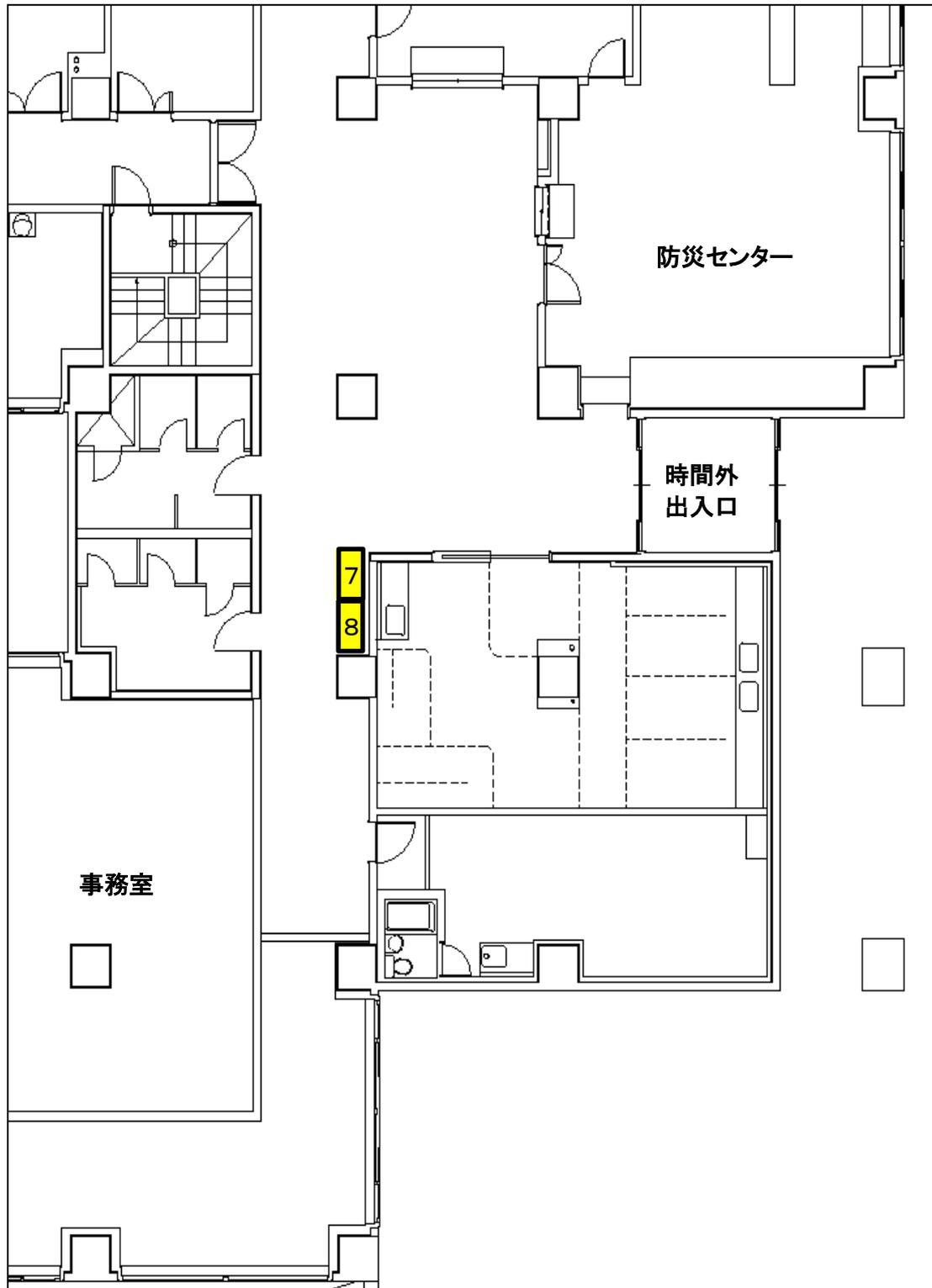
案内図面（物件区分A-No.2~6）

市立札幌病院 1階 喫茶店横



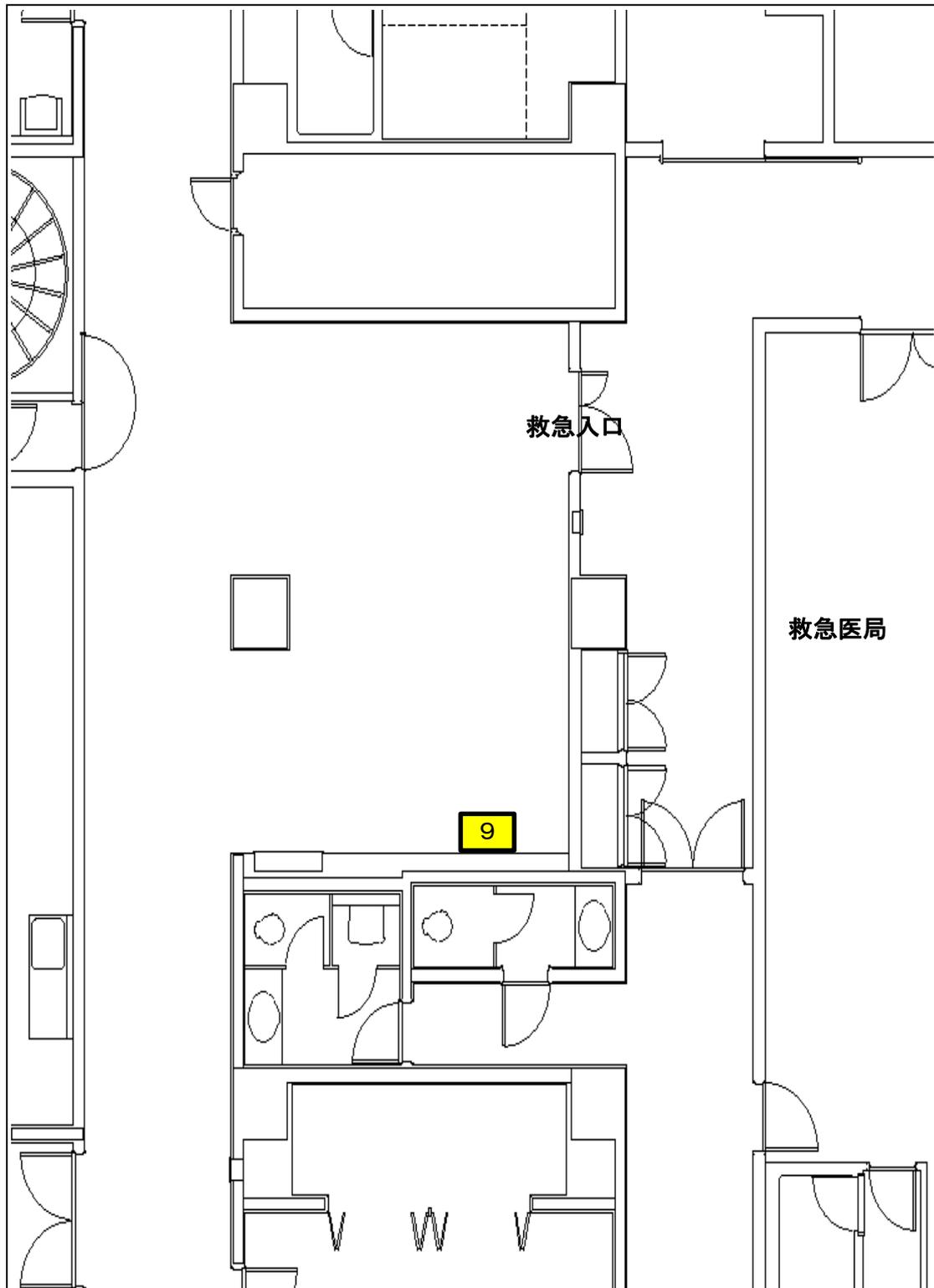
# 案内図面（物件区分A-No.7~8）

## 市立札幌病院 1階 防災センター横



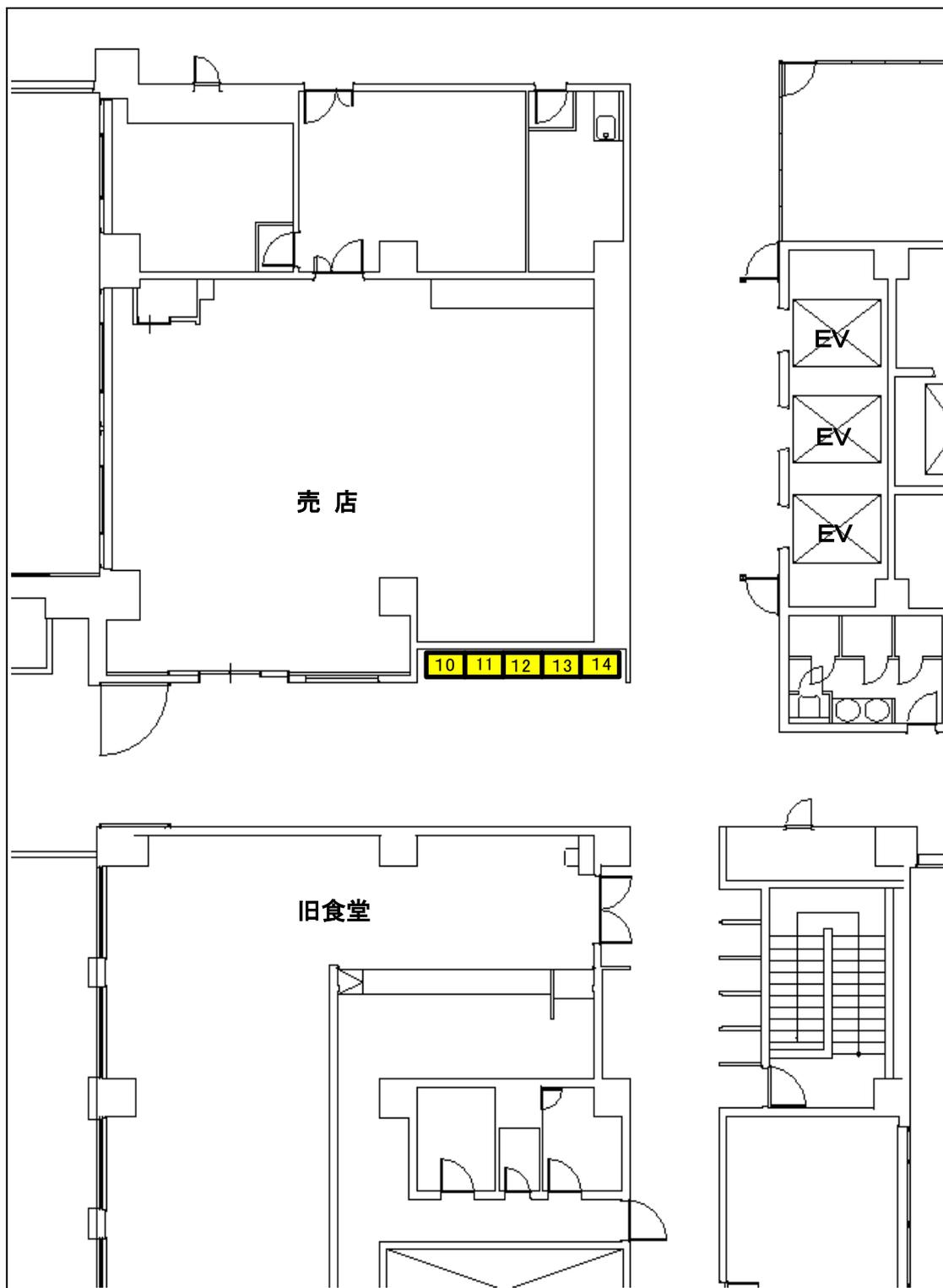
案内図面（物件区分A-No.9）

市立札幌病院 1階 救急入口



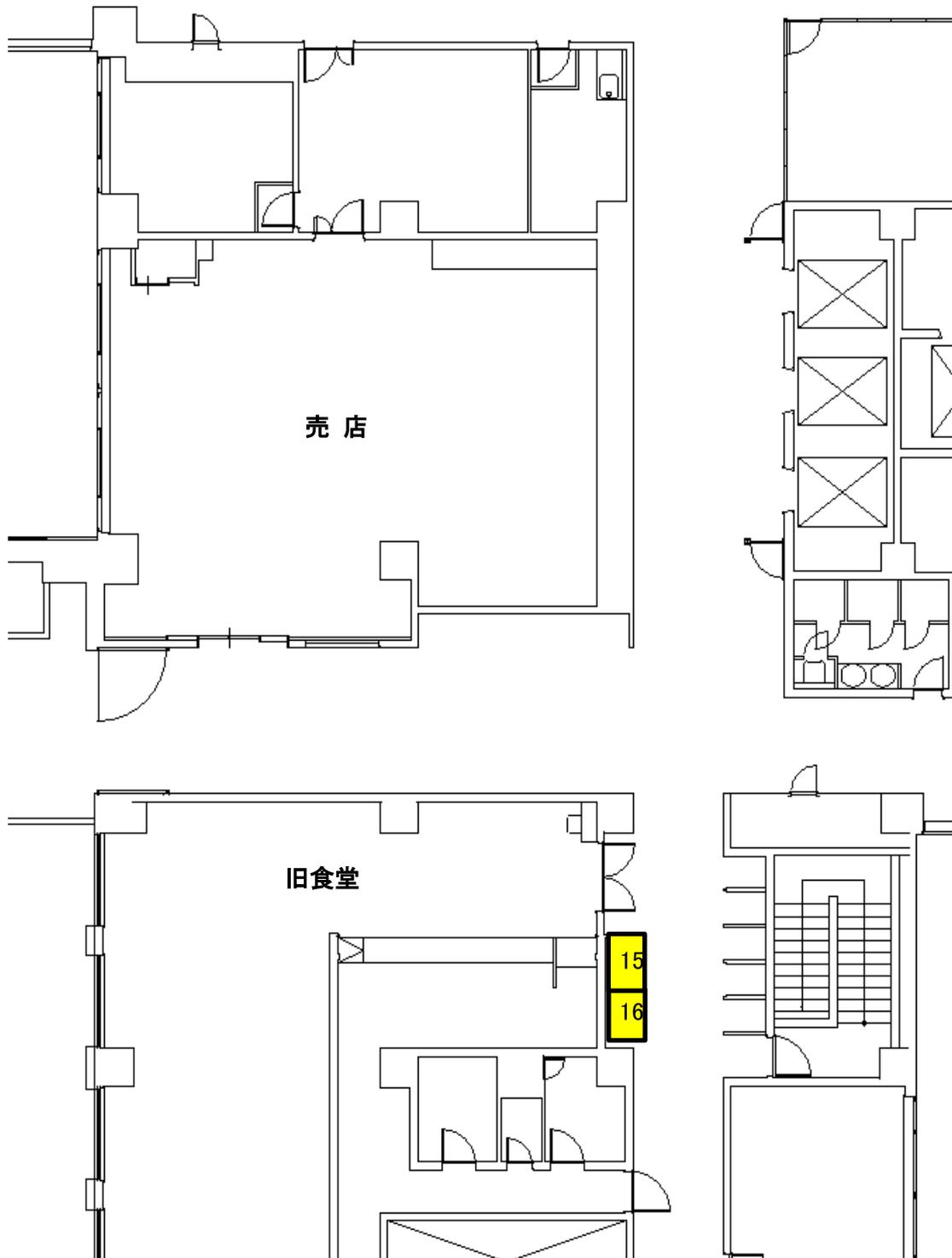
案内図面（物件区分A-No.10~14）

市立札幌病院 2階 売店前



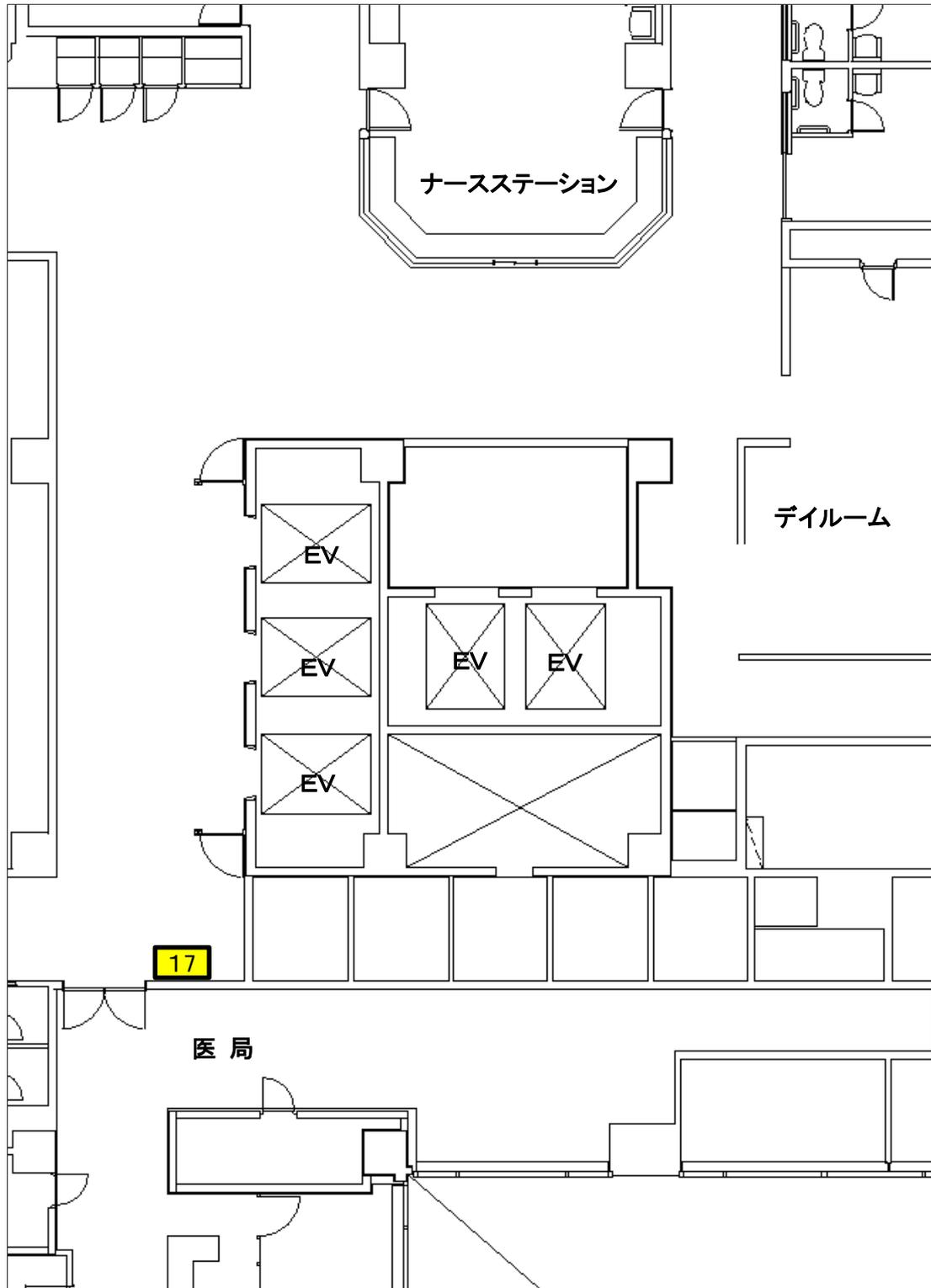
案内図面（物件区分A-No.15~16）

市立札幌病院2階 旧食堂前



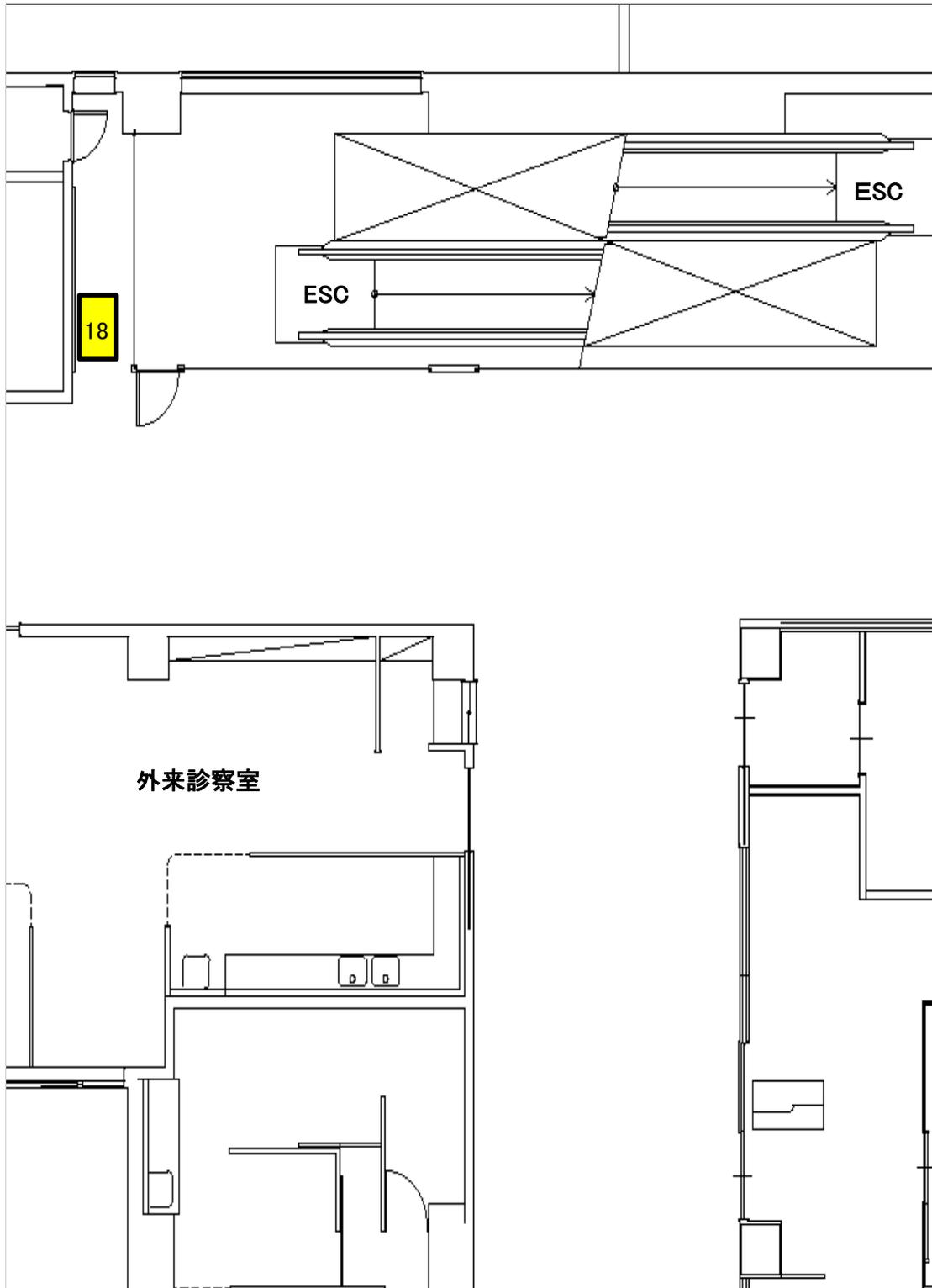
案内図面（物件区分A-No.17）

市立札幌病院 3階 医局前



案内図面（物件区分A-No.18）

市立札幌病院 3階 外来エスカレーター前



## 仕様書 B（物件区分 B：飲料用・食品用自動販売機）

### 1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

#### （1）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、別添「市立札幌病院自動販売機設置場所一覧（物件区分 B）」（以下「設置場所一覧」という。）の「現機器の設置面積（㎡）」を基準とし、高さは 2 m 以内とする。

#### （2）環境対策

##### ① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

##### ② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、紙パック自販機については、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）についても可とする。

#### （3）販売品目

##### ① ペットボトル・缶飲料自販機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

##### ② 紙パック飲料自販機

コーヒー、ジュース類、乳飲料等の紙パック容器の飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

#### （4）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

#### （5）その他個別条件

① 自販機は複数メーカーを取り扱うこととし、隣接する自販機（デイルーム）は、商品が重ならないよう配慮すること。

② 設置場所一覧 No. 3 及び各階デイルーム設置自販機のうち少なくとも 1 台は 4 種類以上の電子マネー対応の機種とすること。

③ 入札前に必ず現地の設置場所を確認すること。現地確認にあたっては、事前に総務課庶務係へ連絡し受付をすること。

### 2 遵守事項

#### （1）安全対策

##### ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

##### ② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### （2）自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

(3) その他

設置者は、販売開始にあたって、令和7年4月6日（日）までにすべての自販機を設置し、販売を開始すること。正当な事由なくこれに遅延したときは使用許可を取り消すことがある。

### 3 使用料

病院事業管理者（以下「管理者」という。）が設定する最低使用料（月額、消費税抜き）以上で、最高の入札価格（月額、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格（月額、消費税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を月額使用料とし、各月ごと管理者の発行する納入通知書により指定する期日までに納入する。

### 4 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるものとし、それにより算出された料金を管理者の発行する納入通知書により指定する期日までに納入する。

### 5 売上手数料

徴収しない。

### 6 売上状況の報告

毎年4月末日までに前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

### 7 費用負担

(1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するためのメーターの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

なお、設置にあたっては、札幌市病院局の指示に従うものとする。

### 8 使用場所の返還

使用許可の取り消し等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して管理者の指定する日までに返還しなければならない。

### 9 自販機設置に伴う事故

札幌市病院局の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

### 10 商品等の盗難及び破損

(1) 札幌市病院局の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市病院局はその責を負わない。

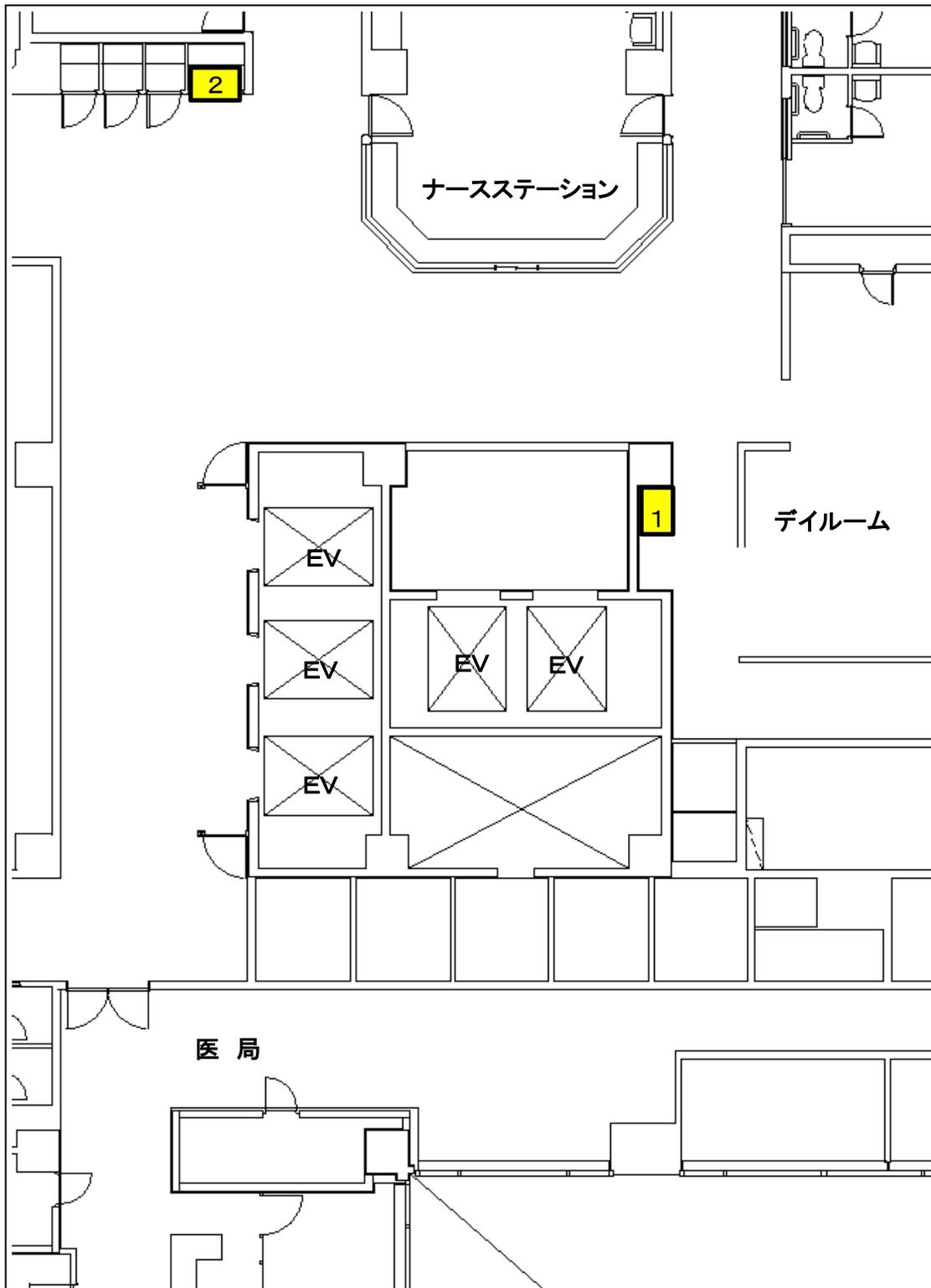
(2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 自動販売機設置場所一覧（物件区分B）

No	階数	設置場所 (主たる診療科)	販売商品（現在）	現機器の設置面積 (㎡)	令和4年度 売上実績（円） 消費税込み	令和5年度 売上実績（円） 消費税込み
1	3階	デイルーム (小児科)	パック飲料	0.64	165,120	172,680
2			ペットボトル・缶飲料	0.57	326,650	697,090
3	4階	手術室	ペットボトル・缶飲料	0.53	456,300	464,600
4		デイルーム (循環器内科、心臓血管外科、呼吸器外科、臨時入院病床)	ペットボトル・缶飲料	0.51	252,860	316,280
5			ペットボトル・缶飲料	0.58	811,910	896,820
6	5階	デイルーム (腎臓内科、呼吸器内科、血液内科、リウマチ・免疫内科)	ペットボトル・缶飲料	0.51	669,010	853,110
7			ペットボトル・缶飲料	0.58	533,980	737,820
8	6階	デイルーム (消化器内科、放射線治療科、外科)	ペットボトル・缶飲料	0.51	224,900	249,120
9			ペットボトル・缶飲料	0.59	1,021,430	1,186,410
10	7階	デイルーム (小児科、耳鼻咽喉科・甲状腺外科、糖尿病内分泌内科、脳神経外科、脳神経内科、皮膚科、歯科口腔外科)	ペットボトル・缶飲料	0.51	640,850	761,440
11			ペットボトル・缶飲料	0.58	444,550	540,720
12	8階	デイルーム (産婦人科、泌尿器科、腎移植外科、緩和ケア内科)	ペットボトル・缶飲料	0.51	318,440	356,440
13			ペットボトル・缶飲料	0.57	839,470	1,089,980
14	9階	デイルーム (産婦人科、新生児内科)	ペットボトル・缶飲料	0.51	533,120	517,280
15			ペットボトル・缶飲料	0.86	450,680	793,450
16	10階	デイルーム (形成外科、整形外科、眼科)	ペットボトル・缶飲料	0.51	360,210	457,520
17			ペットボトル・缶飲料	0.58	794,870	1,188,270
				計	8,844,350	11,279,030

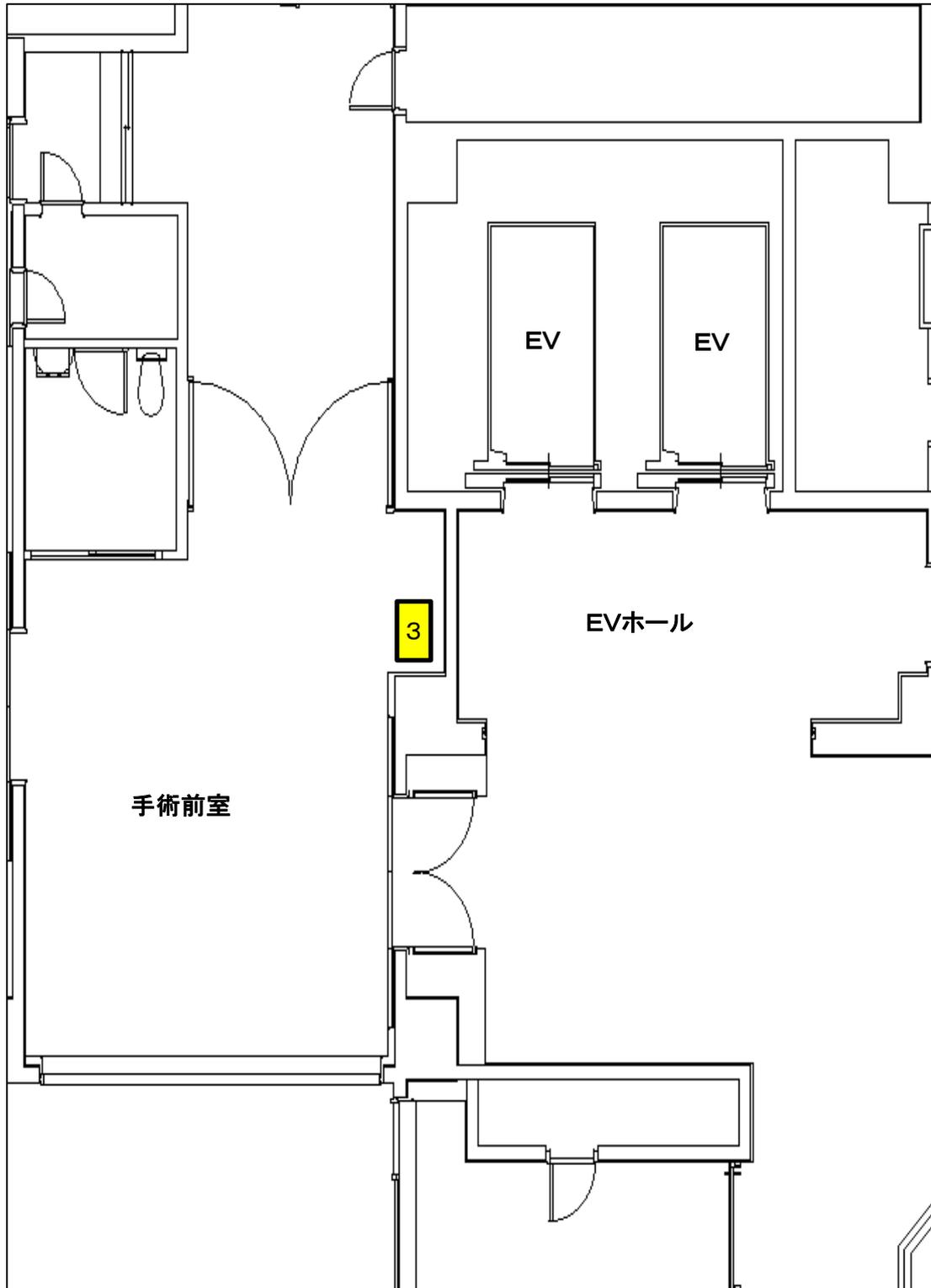
案内図面（物件区分 B-No.1~2）

市立札幌病院3階 デイルーム



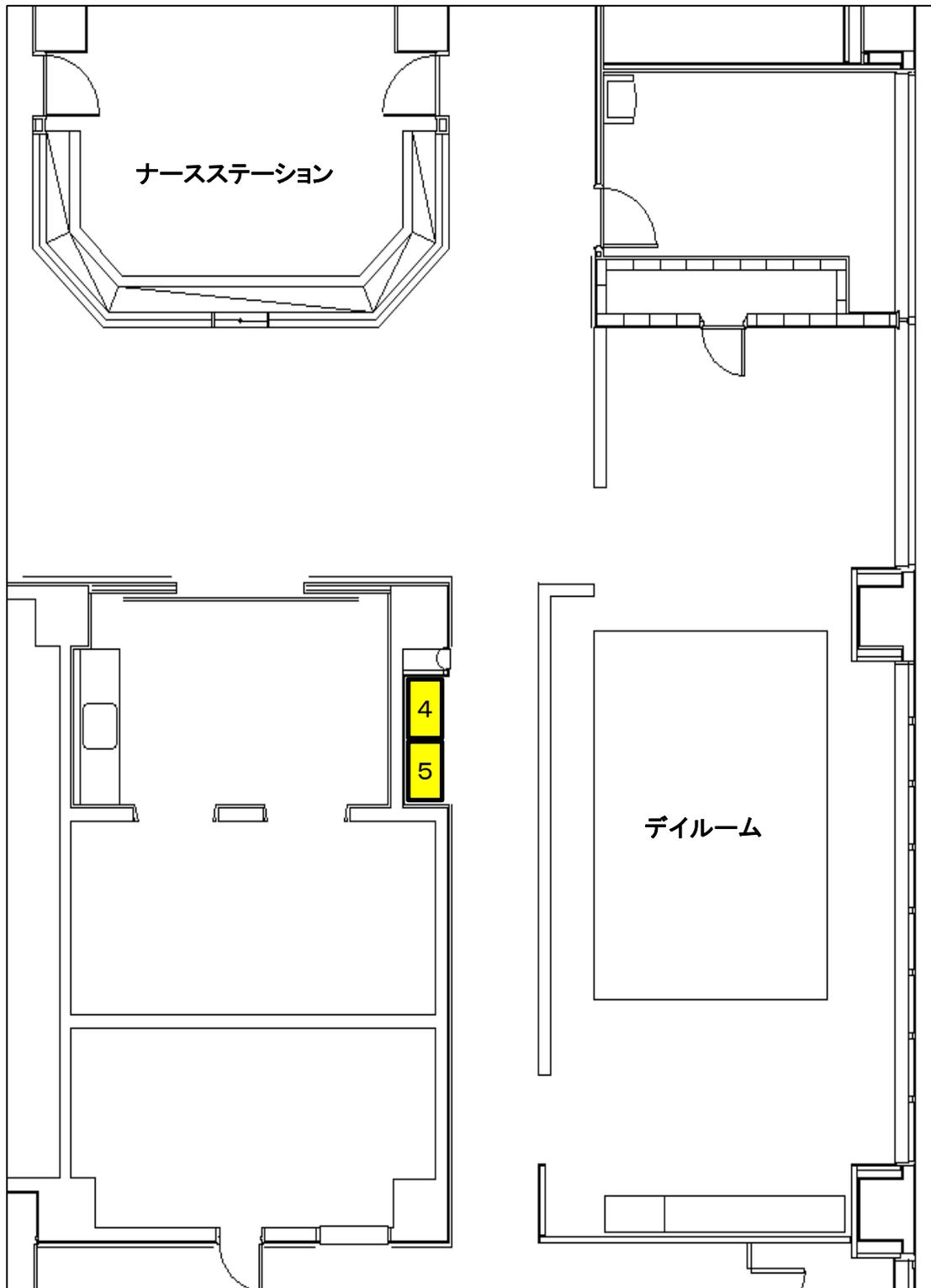
案内図面（物件区分 B-No.3）

市立札幌病院 4 階 手術室



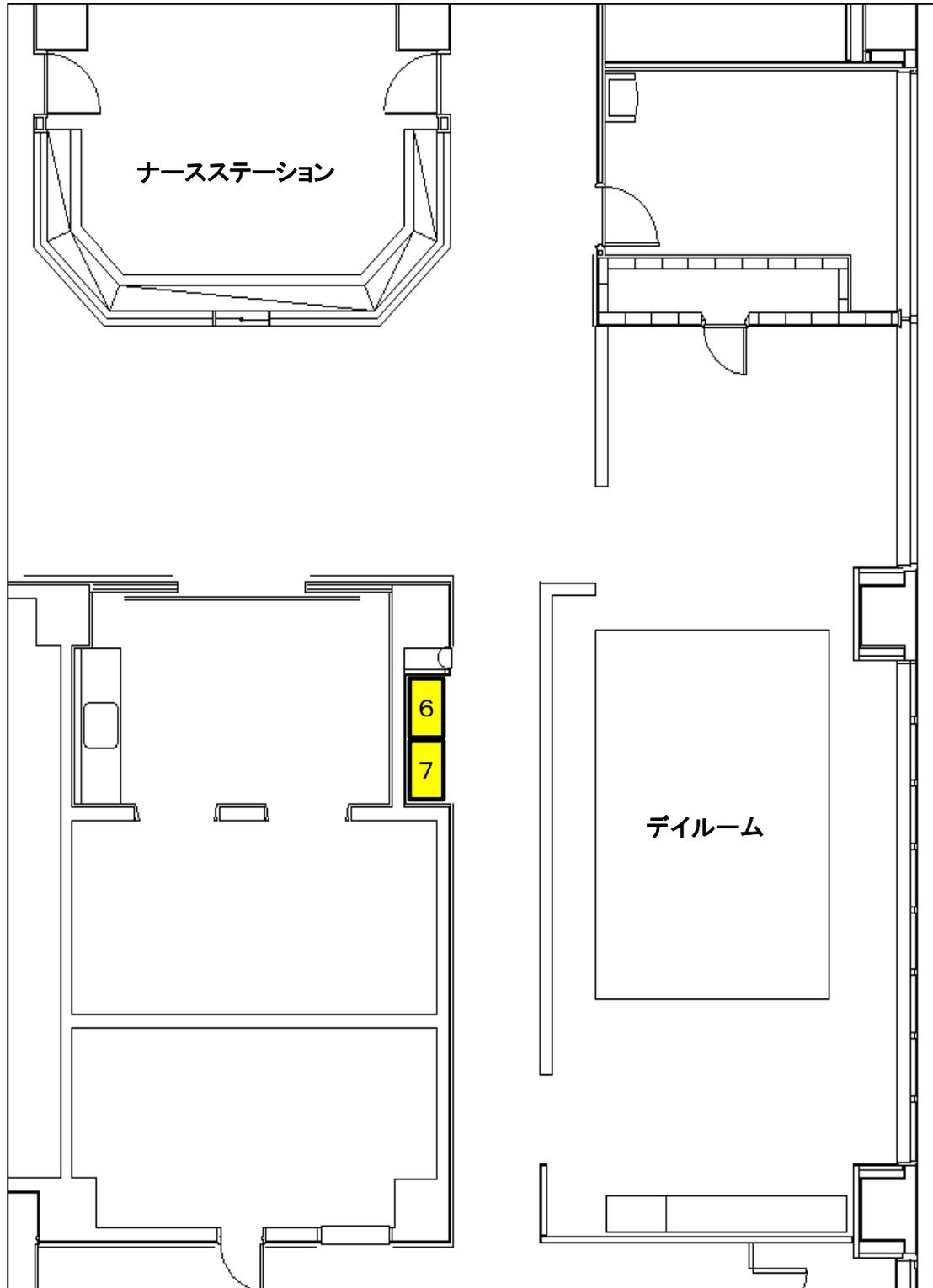
案内図面（物件区分B-No.4~5）

市立札幌病院4階 デイルーム



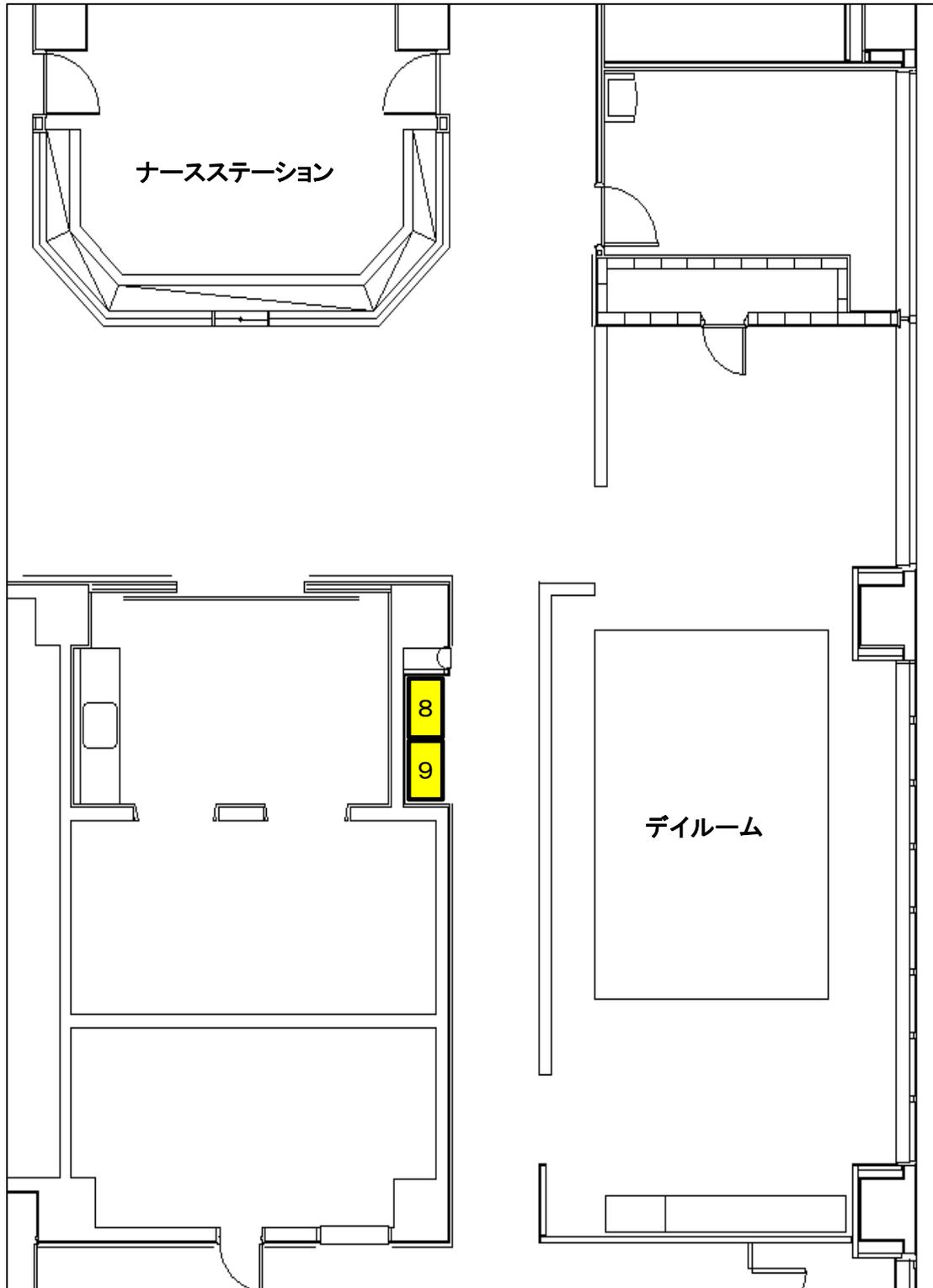
案内図面（物件区分B-No.6~7）

市立札幌病院 5階 デイルーム



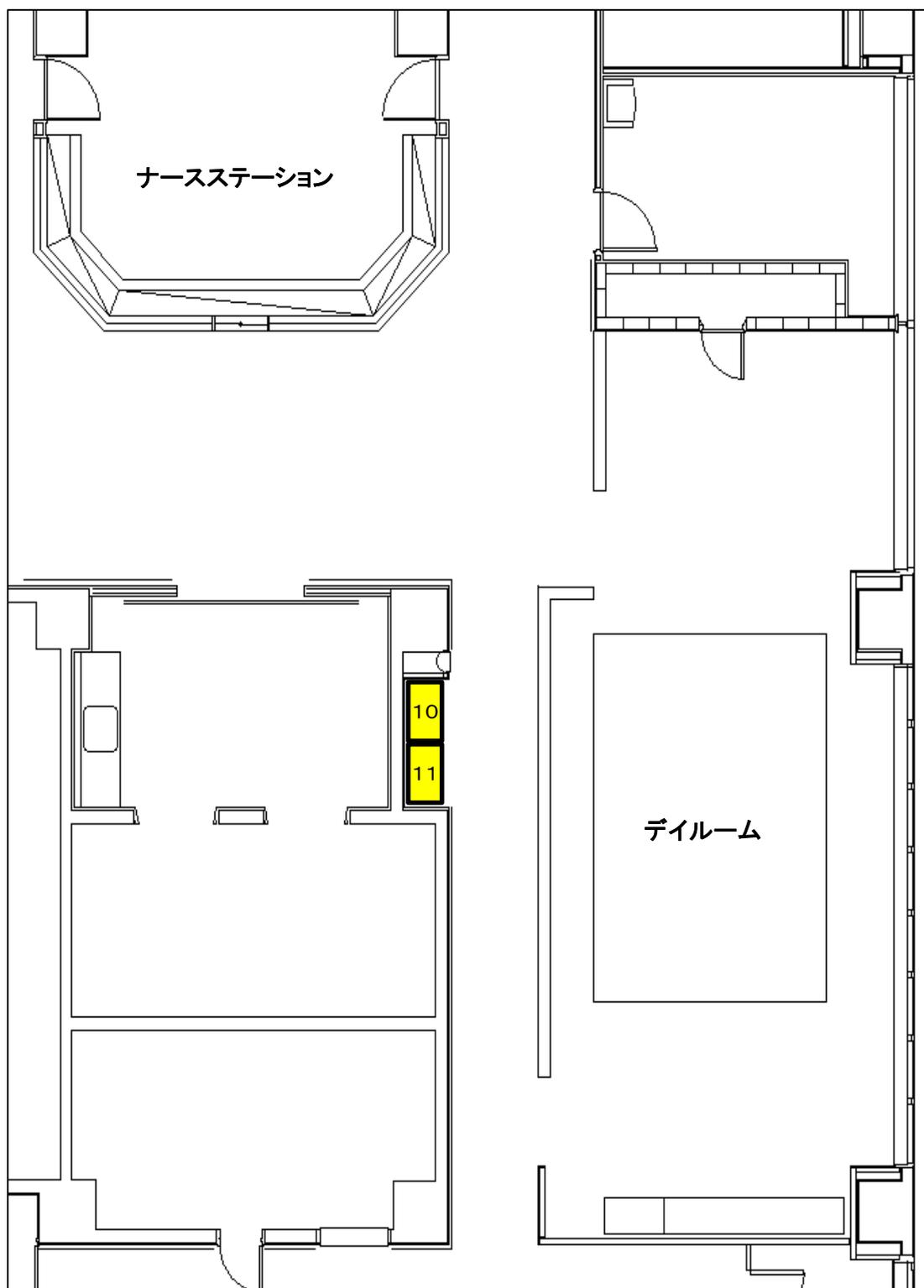
案内図面（物件区分B-No.8~9）

市立札幌病院 6階 デイルーム



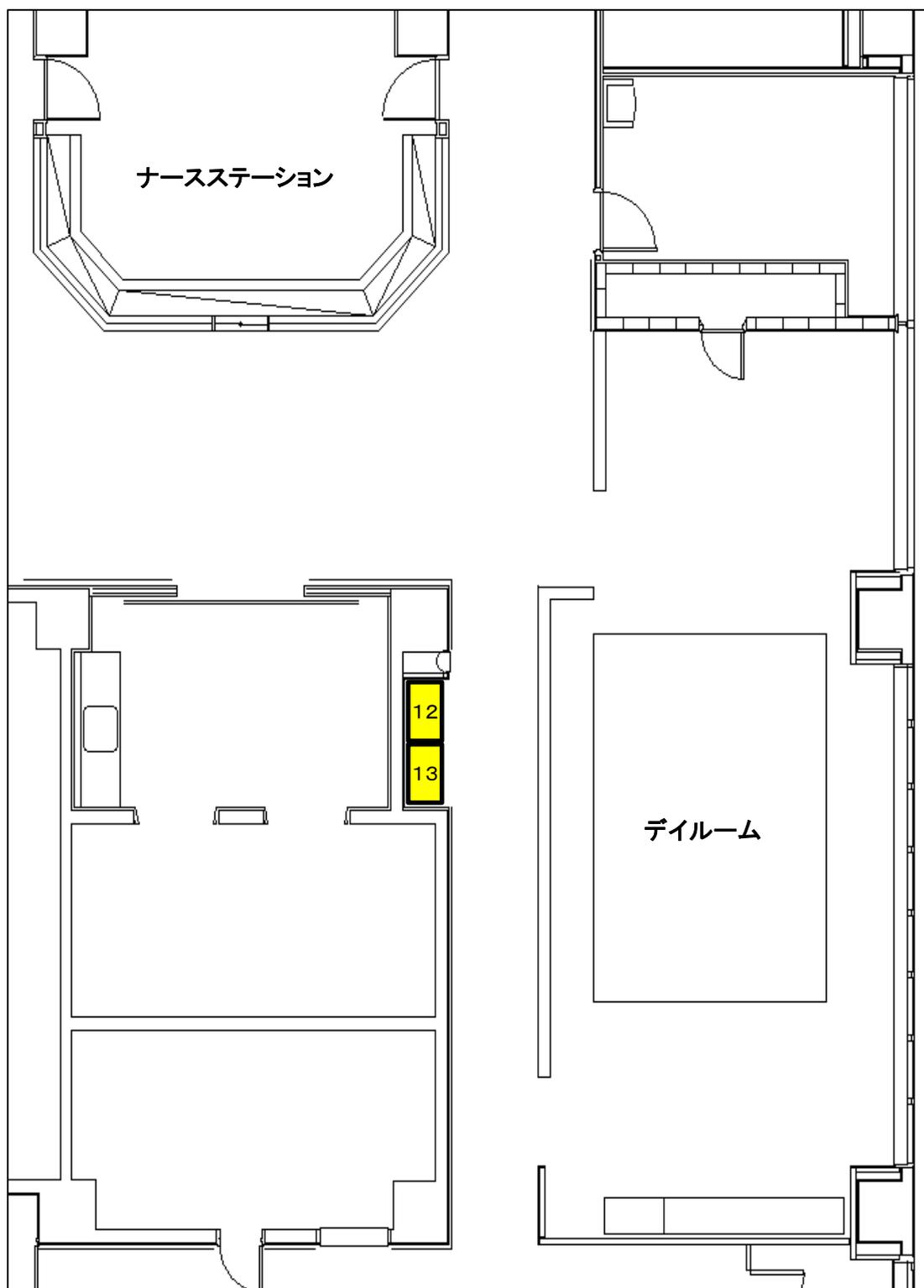
案内図面（物件区分B-No.10~11）

市立札幌病院 7階 デイルーム



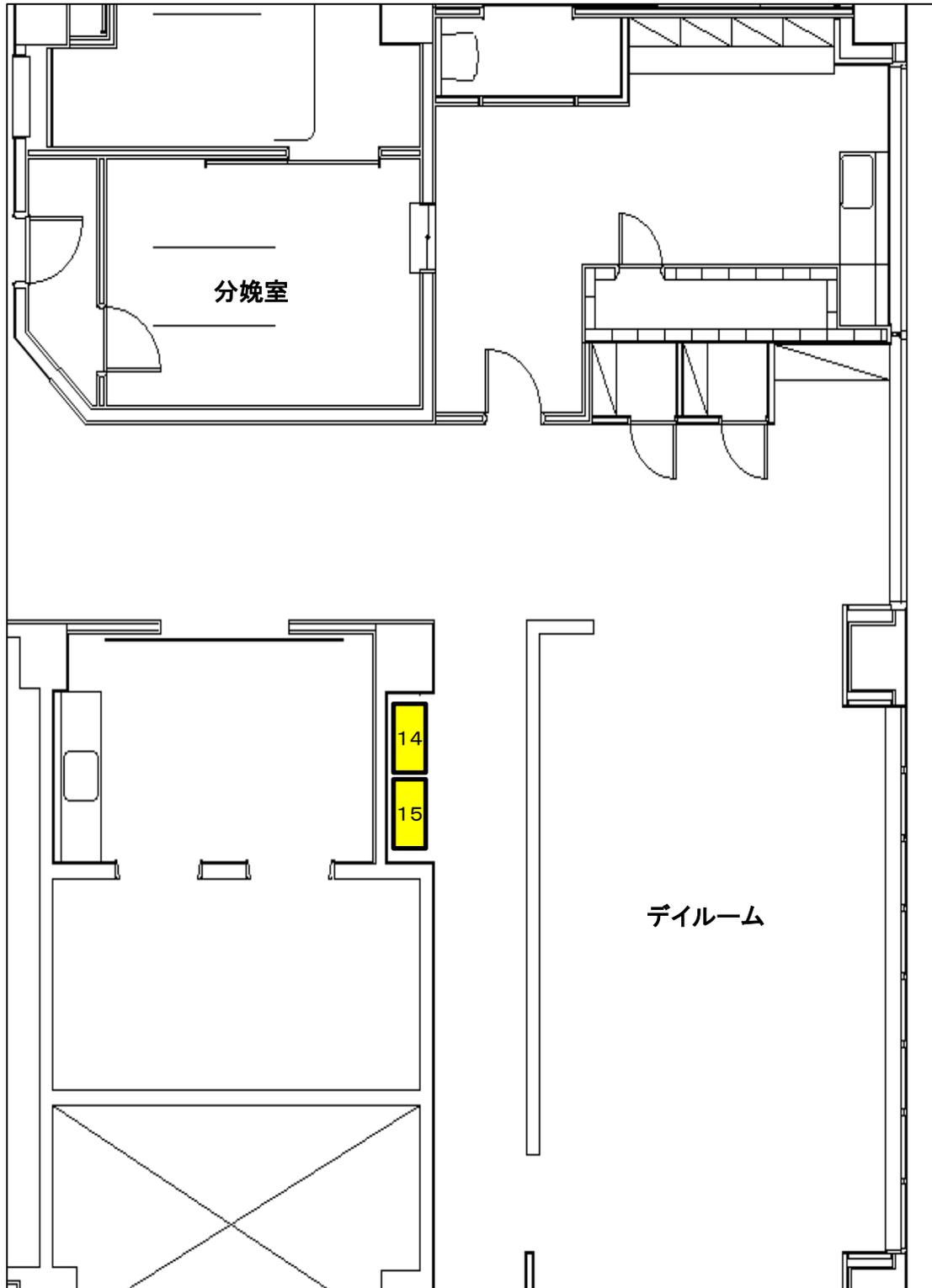
案内図面（物件区分B-No.12~13）

市立札幌病院 8階 デイルーム



案内図面（物件区分B-No.14~15）

市立札幌病院 9階 デイルーム



案内図面（物件区分B-No.16~17）

市立札幌病院 10階 デイルーム

